

独立行政法人国際協力機構の平成20年度の業務実績に関する項目別評定表

平成21年8月31日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。
事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

S：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。
A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。
B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。
C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。
D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)組織運営における機動性の向上	<p>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応できるよう、引き続き在外事務所体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。</p> <p>併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。)実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導体制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	小No.1: A	中No.1: A	<p>改正機構法の施行による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合を踏まえ、3つの援助手法を一元的に運営する新組織の体制及び業務フローを整備した。部局間の連携を強化し、新組織の体制及び業務フローの円滑な定着を図るべく、定期的にモニタリングを実施し、必要な改善を行った。</p> <p>在外主導については、本部による統合事務所へのモニタリングを行うとともに、各在外事務所のニーズに沿った体制の整備に向けて在外事業支援要員の制度の見直しを行った。現地ODAタスクフォースでは、日本政府の「成長加速化のための官民パートナーシップ」を受け民間企業等を交えた拡大現地ODAタスクフォース等においても議論を行った。</p> <p>海外拠点について、統合に際して、旧両機関が拠点を設置していた19カ国の海外の事務所を一本化するとともに、ODA卒業国の2拠点を閉鎖した。国内機関について、その機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による調査等を踏まえ、適正な配置に向けた検討を行い、特に広尾センターについては、「独立行政法人整理合理化計画」の指摘も踏まえ、立地や保有のあり方について検討を行い、市民参加による国際協力の拠点としてより一層の有効活用に向けた取組を行うとの結論に達し、今後の活動計画に反映していくこととした。</p> <p>今後も、整備した組織及び業務フローが想定どおりに運用されているか、定期モニタリングによる検証を継続し、確認された課題の解決を機動的に行うことが期待される。さらに、本部事務所の統合により、統合効果の発揮に向けた新組織及び業務体制の運営が促進されることを期待する。また、事業環境の変化を踏まえた内外の拠点の役割に係る不断の点検を継続するとともに、在外強化の成果と課題のレビューを踏まえた海外拠点の一層の機能強化を行うことが期待される。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)業務運営全体の効率化	<p>(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。 ●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。 ●内部連絡文書の手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 <p>(ロ)随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。 ●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等派遣事務手続きの効率化 ・研修員受入事務手続きの効率化 ・ボランティア関連事務手続きの効率化 ・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化 ・内部連絡文書の合理化状況 <ul style="list-style-type: none"> ・関連公益法人等との契約実績(21年度までに一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で4%、金額で3%に減) ・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果(「随意契約見直し計画」の執行により、23年度末までに、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で38%、金額で17%に減) ・契約の情報開示の状況 ・委託先の執行状況のチェックシステムの強化 ・不正行為等に対する取組 ・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施) 	小No.2: A	中No.2: A	<p>事務手続きの効率化については、ボランティア関連等の事務手続き等について、手続きの簡素化、電子化を進めた。コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向けて、一般業務費の定率化の試行を行った。</p> <p>入札・契約の適正化を促進すべく、「随意契約見直し計画」の達成に向け、調達部による関連公益法人との契約を含む競争性のない随意契約の事前確認の導入等により、一般競争入札等への移行を着実に実施し、一般競争入札においても、応札者の範囲拡大に向けた取組を行った。中期計画の変更を踏まえて、随意契約を含む契約プロセスの妥当性に係る第三者検証を行い、同結果を受け、参加者確認公募の活用等、さらなる改善に向けて検討を進めた。さらに、円借款における不正競争防止違反(外国公務員への贈賄)事件への対応等不正行為等に対する取組を進め、研修委託契約、再委託契約等の委託契約の適正な執行を図った。加えて、契約に関する規程について改正し、全て国の基準と同一とした。</p> <p>海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務について、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成21年度の民間競争入札(市場化テスト)実施に向けて、入札実施要項を作成し、内閣府官民競争入札等監視委員会の承認を得て、同実施要項に基づき競争入札を実施し、契約を締結した。</p> <p>経費の効率化については、20年度の業務経費は効率化による削減は前年度予算比1.3%減(特殊要因を含め4.1%減)、一般管理費は18年度予算比8.0%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、20年度計画の削減目標(対17年度実績比2.55%減)を上回る削減(3.5%減、人事院勧告を踏まえた補正值は4.2%減)を達成した。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、20年度は「事業マネジメントハンドブック」を活用しつつ、継続的にモニタリングを行い、質の確保に努めた。</p> <p>20年度のラスパイレース指数は上昇したが、給与体系が異なる2機関の統合に際し、激変緩和措置として移行期間を設けたことに起因するものである。機構職員の給与水準が対国家公務員比で高いことは、職員の内勤の勤務地は東京が大宗を占め、さらに、国際協力という業務内容の特殊性により、語学に加え相応の専門性を有する必要性から、大学卒及び大学院卒が9割を超える職員構成となっているためであり、一定の合理性を持つと理解される。</p> <p>今後は、「行政支出総点検会議」の指摘を踏まえ、今後は、機構の計画する職務限定職員及び勤務地限定職員の任用、給与制度の一本化に伴う給与引下げ等により、ラスパイレース指数の低下についても努力すべきである。また、効率化の取組が質の低下につながらないよう、引続き、成果管理・モニタリングを適切に行う仕組みの確立に向けた取組が求められる。</p> <p>随意契約見直し計画は順調に進んでいるが、今後は、形式的に競争入札等に移行するだけでなく、真に競争性の向上を図るよう留意するとともに、監事監査も踏まえ、20年度に拡充した契約の妥当性についての第三者による検証を着実に実施し、また契約業務の質の確保に留意することが期待される。また、研修委託契約の不適正経理処理事案及び円借款の不正競争防止法事件に係る再発防止策の確実な実施が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ)中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(ニ)効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。</p> <p>(ホ)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p> <p>・人件費の削減(18年度から6年間で6%以上(対17年度実績比)の削減)</p> <p>・業務の質に係るモニタリング手法(プロジェクトの成果管理等)の確立に向けた取組</p> <p>・システム最適化計画の策定及び実施の状況</p>	小No.3: A	中No.2: A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 統合効果の発揮	<p>国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、</p> <p>●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。</p> <p>●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績</p> <p>・協力プログラムの形成状況</p> <p>・協力準備調査の導入・実績</p> <p>・迅速化に向けた取組</p>	小No.4: A	中No.3: A	<p>技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、援助効果の向上を実現すべく、国別の援助実施方針や事業展開計画(試行版)の活用、協力プログラムの戦略性の向上に取り組んだ。3つの援助手法の最適な運用に向けた取組の柱として、従来は援助手法毎に実施していた案件形成段階の事前調査を協力準備調査として一本化した。</p> <p>迅速化については、協力準備調査の導入及び業務フローの変更により、案件形成段階に要する期間の短縮を図った。具体的には、正式な要請のプロセスを経る前の段階で、事業展開計画(試行版)を実務的なコンセンサス形成のツールとして活用し、開発途上国のニーズに応じて迅速かつ機動的に調査に着手することが可能な制度設計とした。この結果、20年度は円借款事業を念頭においた協力準備調査について、平均で約7ヶ月を要していた調査の要請から実施決定に至るプロセスを約1ヶ月弱に短縮した。また、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が確認されつつある。</p> <p>今後は、本体事業の円滑な着手を含む迅速化の進捗状況のモニタリングを行うとともに、シナジー効果の発揮のための協力プログラムの積極的な開発を進めるよう期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 事業に関する横断的事項	<p>開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(OOF)の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。 ●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。 ●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。 ●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案件形成支援の実績 ・(変更前指標)案件形成支援における現地リソースの活用状況 ・(変更前指標)企画調査員の配置の重点化 ・課題別指針の策定・更新実績 ・分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 ・「人間の安全保障」の視点の事業への反映 ・(参考指標:平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む)) ・民間連携に向けた取組の実績 ・事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績 ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況 ・専門家における国民各層の参加状況 ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・援助協調の枠組への対応の実績 ・「日本政策金融公庫」(国際協力銀行業務)との連携の実績 	小No.5: A	中No.4: A	<p>効果的な事業の実施に関し、政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に事業を実施するため、政策を踏まえた案件の形成、国際機関や他ドナーとの連携・協調、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に取り組んだ。また、地方自治体、大学、民間、NGO等とのパートナーシップの強化を進め、新JICAの発足に際し民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を取りまとめたほか、日本政策金融公庫との連携に着手した。また、ベトナム国クーロン(カントー)橋崩落事故を受け、安全対策委員会の設置等、コントラクター等向けの安全対策の実施に取り組んだ。</p> <p>情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、個人情報保護法に基づく開示請求の太宗を占めるボランティアの選考に係る不合格理由(健康診断結果を理由とするもの)に関する請求について、健康相談窓口を設置し、請求者のニーズに応じた対応を行った。</p> <p>広報については、新JICA発足を契機に、JICA事業の目的、成果をわかりやすく伝えるとともに、国際協力の意義や必要性の背景となる地球規模及び国際社会の課題についても理解を促進する広報の拡充に努めた。具体的には、取材依頼に対応するという従来の姿勢から、戦略的に広報を行うべく、時宜を得たテーマについてマスメディア向け勉強会等を通じ積極的に情報提供を行うという姿勢への転換を図った。このような取組の効果もあり、各紙の社説やニュース解説等を中心に、課題や事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関するより分析的な視点を含めた報道がなされ、機構の活動及びその効果について国民の理解を促す機会が増大した。</p> <p>国際環境規格(ISO14001)に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用し、20年度下期には、改正機構法の施行を踏まえ、環境マネジメントの理解・意識の向上に向けた職員研修を行うとともに、21年度の本部ビル移転も踏まえた環境目的・目標の設定についての方針を定めた。また、開発途上国における環境保全や気候変動対策に貢献する国際協力事業について、積極的に取り組むとともに、クールアース・パートナーシップを始めとする政府の方針等を踏まえ、機構の取組のジェンダーに係る取組として、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「ジェンダー主流化推進体制」の整備について、20年度もジェンダー担当者会議の開催等を通じ、その定着を図るとともに、統合後の新体制に伴う実施体制を整備した。また、新JICAの業務フローにおいて、案件の実施計画段階でジェンダー担当部署との事前協議を設け、同部署が必要に応じてジェンダー配慮内容をコメントし、その反映状況をモニタリングする体制を整えるなど、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるための取組を行った。</p> <p>事業評価に関し、事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、できる限りの定量化を含め、3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に向けて取り組み、その一環として技術協力の事後評価を外部評価としたほか、こうした取組について、統合前から旧国際協力銀行と共同で準備を進めた事業評価年次報告書2008において報告し着実に計画を遂行した。新組織においても外部有識者事業評価委員会を設置することとし、新組織における事業評価の取組について助言を得た。引続き評価結果のわかりやすい形での提供、データベースやセミナーを通じた評価結果の活用促進に取り組んだ。コスト効率性に関する評価手法の開発に関し、母子保健分野及びHIV/AIDS分野の事例分析に着手した。</p> <p>今後は、引続き援助事業に関し、広く国民の理解を得るべく開発途上国及び地域にもたらされた開発効果について可能な限り検証の取組を行い、その結果について説明すべきである。なお、効果的な事業の実施にかかる報告において、ジェンダー視点の反映が望ましい点については、然るべく留意すべきである。また、パートナーシップの強化については、緒についたばかりの取組も多いが、連携状況につきモニタリングすべきである。</p> <p>引続き広報を戦略的かつ積極的に行うとともに、今後は、受け手である国民の評価について検証すべく、報道の結果を分析するとともに、さらなる理解及び評価が得られるよう広報活動をを進めることを期待する。また、現地との協力による在外広報の拡充を期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用実績 ・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況) ・関係者に対する安全対策の実績 ・コントラクター等向けの安全対策の実績 ・(変更前指標)資金協力(有償資金協力・無償資金協力)との連携の実績 ・(変更前指標)円借款と無償資金協力の計画策定に寄与した開発調査の実施状況 	小No.5: A	中No.4: A	<p>環境社会配慮ガイドラインの早期一本化及びその適切な運用を期待するとともに、実効性を伴う環境分野の協力の実施に期待する。</p> <p>ジェンダーに配慮した業務運営について一層の徹底に努めるとともに、ジェンダー主流化推進体制の下で得られた具体的な事業の効果及びジェンダー取組要案件のモニタリング状況を説明することが望ましい。</p> <p>20年度に整備した評価手法を着実に定着させ、また、事業評価について広く国民に周知されるよう一層の取組を行うことが望ましい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務大臣の要請への対応 	小No.6: -		
		(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績 ・個人情報保護体制の整備状況 ・わかりやすい広報に向けた取組 ・マスメディア等との連携の実績 	小No.7: S		
		(ニ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。 なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量) ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績 	小No.8: A		
		(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績 	小No.9: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(へ)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。 ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価の実施状況 ・(変更前指標)在外事務所による事後評価の実施国数 ・(変更前指標)青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業における評価の実施状況 ・外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上) ・評価結果の公開状況 ・評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組 	小No.10: A	中No.4: A	
	(2)各事業毎の目標 (イ)技術協力(法第13条第1項第1号)	<p>(i)技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえ、当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合的な能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置 	小No.11: A	中No.5: A	<p>技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業の実施及び機構の内外での共有、第三国研修の実施基準及び各種マニュアルの改訂、南南協力に関する経験の発信に取り組んだ。また、事業マネジメントの向上及び事業内容の精緻化に向け、事業マネジメントハンドブックの活用を図った。</p> <p>研修員受入事業については、平成19年度に制度設計を行った課題別研修の事前から終了時までの評価の本格導入を行い、事後評価を試行した。また、19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」による新規・更新案件の妥当性及び有効性の検証を行うとともに、要望調査方式のプロセスを効率化し、相手国への早期通報を実現した。青年研修(旧青年招へい)事業については、専門的知見の習得を従来以上に重視した内容への見直しが完了した。</p> <p>専門家の確保及び活用に関し、これまでの試行結果を踏まえ、専門家の活動評価を本格導入するとともに、評価の活用にかかる仕組みの検討を進めたほか、コンサルタント選定については、簡易審査制度の導入等を通じ、一層の競争性の向上を図った。</p> <p>事業マネジメントハンドブックの有効活用及び研修員受入事業における制度の定着状況のモニタリングの継続等によるさらなる改善を期待したい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法		中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標	小項目評定		
		<p>(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。</p> <p>また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。</p> <p>加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。</p> <p>青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ● 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ● 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ● 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。 <p>(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適切に反映させる。このため専門家については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ● 人材の適正な再活用を念頭に、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ● 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業評価システムの改善 ・ 研修案件の改廃と新設の検討手順の改善 ・ 研修員受入事業の実施基準の策定 ・ 組織開発や制度改善を重視した研修の実績 ・ 研修内容・研修方法の改善 ・ ソフト型フォローアップ協力の実績 ・ 援助課題に合致した研修内容への絞込みの実績 ・ 公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況 ・ 人材の業績評価の実施・反映 ・ コンサルタント選定方法の改善 ・ 緊急案件における選定手続の迅速化 	小No.11: A	中No.5: A	
	(ロ)有償資金協力(法第13条第1項第2号)	<p>(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。 ● 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績 ・ 政策優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績 ・ 経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績 	小No.12: A	中No.6: A	<p>平成20年度の円借款業務は、前年度を上回る規模の新規承諾及び9年振りに7,000億円を超える貸付実行を行うとともに、実施の迅速化に向け、要請から貸付契約までの標準期間の設定及びモニタリング、円借款手続きに係る開発途上国政府向けのセミナー、専門家派遣や調査を行った。また、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施に努め、その開発効果を高めるため、研修、調査、開発パートナーとの連携に取り組んだ。</p> <p>今後は、引続きモニタリング等による開発効果向上を継続すること及び技術協力とのシナジー効果を生む資金協力が増加していくことが望ましい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法		中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標	小項目評定		
		<p>(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p> <p>● 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。</p> <p>● 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。</p> <p>● 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。</p>	<p>・開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績</p> <p>・事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績</p> <p>・地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績</p>	小No.12: A	中No.6: A	
	(ハ) 無償資金協力(法第13条第1項第3号)	<p>(i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。</p> <p>(iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・入札参加拡大のための取組</p> <p>・総合的なコスト縮減に向けた取組</p> <p>・総合的なコスト縮減の実績</p>	小No.13: A	中No.7: A	<p>改正機構法の施行に伴い、20年10月から無償資金協力事業の一部が機構に移管され、本体事業の実施のために必要な業務を行うこととなったことを踏まえ、関連する制度の変更を行いつつ適正に実施した。</p> <p>入札参加拡大のための取組として、標準契約書における損害等の発生の際の協議・解決手続きの明確化や、物価変動を考慮した事業費の積算の試行などに取り組んだ。</p> <p>また、政府が策定したODAコスト総合改善プログラムを実施するために、「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」を策定し、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、入札参加者拡大の取組に加え、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造(設計の考え方)の再検討等取組を行い、施設案件全体において2.86%のコストを縮減した。</p> <p>今後とも策定された実施要領に基づくコスト削減の取組を着実に実施すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ニ) 国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)	<p>(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、</p> <p>● プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。</p> <p>● ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>● 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ボランティア派遣実績</p> <p>・プログラムの中での他事業との連携状況</p> <p>・他機関との協調の実績</p> <p>・募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善</p> <p>・現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組)</p> <p>・ボランティア経験者による社会還元の活動実績</p> <p>・帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等)</p>	小No.14: A	中No.8: A	<p>ボランティアによる協力の質的向上のため、協力プログラムにおける他の事業との連携について「ボランティア事業の手引き」をとりまとめ、機構内で周知した。また、ボランティアの事業の適正規模については、中長期的な課題としての検討を進める一方、現下の経済情勢及び政府の政策を踏まえ、平成21年度については派遣増の方針を打ち出し、参加しやすい募集・選考の環境整備に引き続き取り組むとともに、募集広報を強化した。</p> <p>また、教員の現職参加に向け、文部科学省や大学と連携した取組を進めたほか、地方自治体や民間企業向けの現職参加の促進のための働きかけを行った。帰国ボランティアの支援に関しては、進路相談カウンセラーの連携体制の拡充や、進路対策に関する各種セミナーの実施等、進路対策支援を着実に進めるとともに、ボランティア経験の社会還元の事例の収集と発信に取り組んだ。</p> <p>NGOとの連携については、新組織におけるNGO-JICA協議会のあり方等について検討を行い、両機関の協議会の長所を活かした形で実施要領に取り纏め、第1回会合を実施した。草の根技術協力事業の実施件数が着実に増加したほか、NGO人材育成研修は、19年度に行った研修プログラムの見直しを踏まえ、NGOの組織強化やプロジェクト運営強化に資する研修を実施した。</p> <p>地球ひろばでは、市民団体のセミナー・イベント開催に対する広報面での支援を強化するとともに、アフリカ、地球環境、食料危機等、時宜に合ったテーマを設定した上で、機構と登録団体のセミナー・展示等の共同実施を促進し、発信の質及び効果の向上を図った。加えて、立地環境を活かした在京大使館等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた取組等を行った結果、利用者数(宿泊者を除く)は自己目標値(9万人)を大幅に上回る12万5千人に達し、地球ひろば登録団体数及び同団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績についても、自己目標値(300団体、500件)を上回った。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、</p> <p>●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。</p> <p>●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。</p> <p>●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</p> <p>●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。</p> <p>●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	<p>小No.15: S</p>	<p>中No.8: A</p>	<p>開発教育については、「総合的な学習の時間」削減の動き等がある中で、出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムについて、プログラムの質的改善に向けた取組を強化した結果、20年度から導入した参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、教員が継続的に開発教育を実践できる環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップ策について検討すべく、教師海外派遣研修参加者に対して、授業での実践状況等を確認するための調査を地球ひろば所掌地域で試行的に実施した。</p> <p>今後は、帰国ボランティアの支援に関する取組は、質の高いボランティアの参加促進を通じた協力の質的向上及びボランティア経験の社会還元促進のために重要であり、引続き拡充努力を期待する。派遣動向等のモニタリングを行い、中期計画の目標としている質的向上を図りうるボランティアの適正規模について引続き議論を深める必要がある。</p> <p>国際協力の総合窓口（ワンストップサービス）の提供を目指し、本部・国内機関の連絡体制の拡充に向けた取組を期待する。草の根技術協力事業の制度改善及び事務手続きの簡素化についてモニタリングを実施し、改善を行いつつ、引続きNGO等との連携推進を期待したい。また、地球ひろばの交流・発信拠点としての活用状況について、引続きモニタリング等の実施により、機能強化を期待したい。</p> <p>教師海外派遣研修参加者に対する全国レベルの調査の結果を踏まえ、参加教員についてのフォローアップ策の本格的な実施を期待したい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <p>●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。</p> <p>●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	<p>小No.16: A</p>		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ホ)海外移住(法第13条第1項第5号)	本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>重点化の状況</p> <p>経済・技術協力との連携の実績</p> <p>日本語研修の見直し</p> <p>調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組</p> <p>(参考指標:海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数)</p>	小No.17: A	中No.9: A	<p>個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策のもと、ヒアリング等を通じ日系社会の動向・要望にかかる情報収集を行い、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化が図られた。前年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行い、さらに、現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度を開始した。また、今中期目標期間中の廃止に向けて、調査統計事業及び営農普及事業を縮小するとともに、日本語研修のあり方に関する政府の検討に資するよう素案を検討した。</p> <p>日系社会青年ボランティアへの現職教員特別参加制度については、事業の効果についてのモニタリングを行い、その結果を説明することが望ましい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ヘ)災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)	<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i)国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。</p> <p>(ii)緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出発)の救助チームおよび医療チームの派遣実績</p> <p>訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況</p> <p>適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況</p> <p>NGOとの連携実績</p>	小No.18: S	中No.10: S	<p>20年度は、国際緊急援助隊(救助チーム及び医療チーム)の派遣を中国西部(四川省)地震災害対応で2件、ミャンマー・サイクロン被害対応で1件の計3件実施した。両国への派遣にあたっては、18年度の制度導入後初めてチャーター機を活用し、移動時間の短縮及び隊員と機材の同時運搬を実現したほか、ミャンマー・サイクロン被害対応においては、要請前の調査チーム派遣を通じた事前の準備及び情報収集を行うなど、平時の取組を活かした効果的な活動を実施した。また、中国、ミャンマーとも初めての緊急援助隊派遣であり、特に中国における活動は、メディアを通じ中国国内に伝えられ、日中関係の改善ならびに対日感情の好転にも貢献した。緊急援助物資の供与については、19カ国23件について迅速に対応したほか、供与物資の配付・活用状況をモニタリングし、総じて有効に活用されていることを確認した。また、NGOとの定期会合を行うなど、連携に向けた取組を拡充した。なお、パプアニューギニア高潮被害の際には、現地で活動する国際NGOと連携し、供与物資の内容・数量の調整を図るとともに、一部の配布を当該NGOが行った。</p> <p>災害が起きないことが望ましいが、発生した場合に備え、引き続き現地で高い評価を得られる緊急援助活動の実施に向けた平時の取組を期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調」な状況である。</p>
	(ト)人材養成確保(法第13条第1項第7号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、</p> <p>●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</p> <p>●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。</p> <p>●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数</p> <p>専門家等登録件数</p> <p>能力強化研修等の実績</p> <p>インターン受入の実績</p> <p>大学との連携講座の実績</p>	小No.19: A	中No.11: A	<p>国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」をよりわかりやすく全面改訂して利用者増に繋げるとともに、情報提供機能やキャリア相談機能を拡充した。また、「能力強化研修」の着実な実施に取り組んだほか、専門家に関する研修と機構の職員の赴任前研修を一本化し「国際協力人材赴任前研修」とする等、効果的な運営に努めた。また、19年度に引き続き、インターン受入をはじめとする大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。</p> <p>本事業により育成された人材の国際協力における活動状況のモニタリングがなされることを期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(チ)調査及び研究(法第13条第1項第8号)	開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・調査研究及び対外発信強化の取組 ・新研究所の体制整備	小No.20: A	中No.12: A	20年度上期は、JICA研究所設立以前からの研究成果をとりまとめ、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)のサイドイベントとして開催した国際シンポジウム等で発信したほか、新研究所の取組につながる研究成果の発信と国際的な研究ネットワークの構築に努めた。20年10月のJICA研究所設立以降は、研究所としての機能の確立に向けて、研究人材の確保、研究部門を支える各種制度及びサポート体制、学術情報インフラの整備に取り組んだ。また、様々な理論的・実証的知見と開発途上国の現場での経験やデータを基盤として研究を推進するため、4つの基本方針と4つの重点研究領域を定め、各領域の研究案件の形成、実施を推進した。 開発途上国の課題の解決と国際協力の改善における役割を踏まえ、新研究所の機能強化及び媒体の選定も含めた対外発信に期待したい。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(リ)受託業務(法第13条第3項)	外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・受託の実績	小No.21: A	中No.13: A	20年度は、改正機構法の施行以前から準備を進めてきた、南部スーダン政府及びドナーが共同で資金を拠出するマルチドナー信託基金からの1件を受託した。 受託事業の着実な実施を期待する。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)	(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1	運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.22: A	中No.14: A	業務公電の電子化等による固定経費の節減等、効率的な予算執行を行った。当期総利益として352百万円を計上した(運営費交付金の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、目的積立金の申請は行っていない)。「世界の人のためのJICA基金」は引き続き寄附金の受入を実施し、第1回の寄附金配分を行うとともに、寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、運営委員会、ホームページ等で報告した。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(2) 収支計画 別表2	保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。	・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績			
	(3) 資金計画 別表3	融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。	・債権回収の実績 ・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況 ・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し ・寄附金の管理・運用状況			
4. 短期借入金の限度額		一般勘定 670 億円 有償資金協力勘定 1,500 億円 理由: 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.23: A	中No.15: A	限度額の範囲内において、借入と返済を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.24: B	中No.16: B	処分を予定している各資産について、計画に沿って準備乃至売却手続きを行ったが、購入希望者がなく、結果として、売却には至らなかった。この背景には昨今の不動産市況の悪化があると考えられるところ、方針の再検討に着手するなど、取組を進めた。 今後は、方針の再検討結果に基づき、適切な時期に処分を行うべきである。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「おおむね順調」な状況である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
6. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.25: —	中No.17: —	剰余金(独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる積立金)の実績がないため、評定の対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1) 施設・設備に関する計画	<p>業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。</p> <p>平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画(単位:百万円)</p> <p>施設・設備の内容 財源 予定額</p> <p>中部国際センター建替え 施設整備資金 2,049</p> <p>本部及び国内機関等施設整備・改修 施設整備資金 7,245</p> <p>計 9,293</p> <p>(注記)金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。</p>	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: A	中No.18: A	<p>施設・設備改修計画に基づき設計・施工監理、工事を実施した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(2) 人事に関する計画	<p>(イ)方針</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 <p>(ロ)人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数 1,664 人</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) 64,326 百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・勤務成績の評価の実施状況</p> <p>・適材適所の人事配置</p> <p>・職員的能力開発の機会の提供実績</p>	小No.27: A	中No.19: A	<p>新JICA発足に際し、人事・給与制度を一本化するとともに、研修等を通じ、一本化された新制度の周知に努めたほか、職員へのアンケート調査等を行い、職員の新制度に対する理解度及び現状認識等をモニタリングした。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。</p> <p>職員の能力開発については、新組織の円滑な業務及び組織運営を目指し、上期は、新業務フロー及び技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法の理解・習得に向けた研修を実施し、下期は、新JICAにおける評価制度の習熟を目的として管理職に対し評価者研修を行った。また、人事配置については、統合直後の業務の継続性の確保に主眼を置きながらも、統合効果を発揮すべく、地域部等に機動的に配置した。</p> <p>国と異なる手当はなく、レクリエーション経費及びそれ以外の福利厚生費についても、国の取扱いに準じた見直しを行った。</p> <p>職員の新しい新制度に対する理解度及び現状認識については、継続的にモニタリング等を実施し、実態の正確な把握に努め、モニタリングの結果については、研修等での活用を検討することが求められる。また、介護を含めた「ワークライフ・バランス」の視点からの「JICA行動計画」の改定を期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法		中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標	小項目評定		
	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)	(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.28: A	中No.20: A	前中期目標期間の積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金のうち、主務大臣から承認を受けた金額について、20年度は、新JICA発足に伴う新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として1,565百万円を支出した。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(4) その他中期目標を達成するために必要な事項(イ) 監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・監査の実績	小No.29: A	中No.21: A	会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンス体制の強化に向け、機構の業務の特性等を踏まえ、関連規程を整備し、同規程に基づき、事故報告制度、内部通報制度及びコンプライアンス委員会の設置を行い、同体制を適切に運用及び機能させるため、コンプライアンスマニュアルの作成に着手した。 平成20年度は、引続き内部評価体制(業績評価委員会及び外部検討委員)を活用し、19年度の業務実績報告の取り纏め及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、改正機構法の施行に伴う第2期中期計画の変更を踏まえ、変更部分の評価項目及び評価指標案を作成し、外務省独立行政法人評価委員会の合意を得るとともに、20年度の業績のモニタリング及び取り纏めを行った。 今後は、コンプライアンス体制の整備を踏まえ、今後は、海外拠点も含め、監事監査にもあるとおり、その機能の確実な発揮に向けての取組が求められる。 モニタリング結果の業務への反映の方法と内容について、引き続き分かりやすい説明を期待する。 以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(ロ) 各年度の業績評価	各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映	小No.30: A		